

人の国際移動と福祉問題 —中国帰国者と日系ブラジル人の生活実態調査から—

藤沼 敏子*

要約

1990年に入管法の改正が行われ、合法的に未熟練就労に就くことが許された存在として「日本人の配偶者等」と「定住者」のビザを持つ外国人が急増した。本稿では、中でも特に、増加の著しい日系ブラジル人と中国帰国者を事例として、人の国際移動の質的变化と福祉問題について検討する。定住化傾向の増大は、教育問題や老後問題等を内包し、労働の場の一時的移動というより生活者の生活圏の移動ということが言える。もはや「デカセギ」ではなく「移民」と捉えるべき時期に来ている。中国帰国者と日系ブラジル人は、概ね¹⁾「日本人の血」を引くわけであるが、その大半は「外国人」という属性で社会福祉サービスの対象となる。1997年に行ったアンケート調査とインタビュー調査の結果の一部（国籍、アイデンティティー、日本語能力、定住の意志、日本人としての自覚等）を比較分析し、両者のアイデンティティーのあり方と相違点から、それぞれの社会福祉サービスや社会保障の内容を検討し、社会福祉政策の課題を明らかにする。また人の国際移動に伴う定住外国人一般にも当てはまる普遍的な福祉問題を探り、社会福祉政策の今日的課題を検討する。

キーワード：国際移動、中国帰国者、日系ブラジル人、アイデンティティー、移民

はじめに

20世紀は、国際的な人の移動が世界的な規模で行われた大実験室であったといわれる。EUのような国家間の地域的統合が進んでいる国—たとえばフランスでは、人口の四分の一にあたる1300万人が父母・祖父母の中に1人以上の外国人を持つ²⁾。また、米国では、人種的民族的マイノリティーである中南米系、黒人、アジア系、インディアンなどが、2056年頃には、多数派に転じるというショッキングな予測もある³⁾。ベルリンの壁が崩壊し冷戦構造の終結とその後の世界的な人口移動は、予測を遙かに上回る早さで進行しているように思える。将来の国際的な人口移動・人口構成がどのように変わろうとしているのか、それがまた国際社会福祉にどのような変革を求めるようとしているのかは、明らかにされていない。1990年の入管法の改正により、ブラジルから日本へ、中国から日本へ、アジアから日本へという「人の国際移動」が急速に進行し、「定住化傾向」も強まっている。少子高齢化社会という背景の下で、地域で暮らす生活者としての彼らの生活実態は、社会福祉サービスや社会保障に新たな課題を投げかけ、質的变化をもたらそうとしている。中国帰国者と日系ブラジル人の生活実態調査結果を一例に、分析、考察する。

1. 「出入国管理及び難民認定法」の改正と在住外国人の質的变化

現在は、長引く不況の中で、過剰労働力が社会問題となってはいるが、少子化と人口の高齢化は急速に進行している。阿藤⁴⁾（1995）は、2010年頃には、年々100万人の人口が減少していくと予測し危機感を募らせている。国立人口問題・社会保障研究所「日本の将来推計人口（平成9年1月

* 総合研究大学院大学（基盤研究機関：文部科学省統計数理研究所）

推計)」によると、2007年から人口は減少を見せ、2050年には、3人に1人が65歳以上であると推計されている。定年の延長等による高齢者の活用や女性労働力の活用等だけでは対応しきれず、産業構造そのものをも揺るがしかねない労働力不足が到来するという危機意識も広まっている⁵⁾。

最近の「在留外国人統計 平成11年度版」(法務省)によると、(1) 1998年末現在、外国人登録者数は151万2,116人で、この数は、10年前の1988年に、比べると57万1,111人(60.7%)増加している。外国人登録者数の日本の総人口に占める割合は、1.20%に当たる⁶⁾が、不法残留者数271,048人も加えると、在住外国人総数は、1783,164人で、総人口の1.4%に当たる。「在留外国人統計」(法務省入国管理局 各年度版)を詳しく検討すると、「永住者」はほとんど横這い状態で増加はみられないが、「非永住者」は、総体で年々増加している。国別登録者数は、中国、ブラジル、韓国、フィリピン、ペルーの順である。中でも中国とブラジルの増加が顕著である。ブラジルは、この10年間で53倍に増加している。入管法改正の90年から調査の年である97年までの7年間で16倍に増えている。ブラジルにいる日系人の総数が130万人程度であることから考えると、5人に1人は日本に来ていることになる。

これは、1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正によって、1980年代頃から急増していた資格外外国人労働者の締め出し⁷⁾を行い、これに相まっての合法的な日系人の受け入れ⁸⁾の結果である。主な改正点は、外国人の在留資格をこれまでの18種類から28種類に増やし、「定住者」が新たなカテゴリーとして付け加えられた。日本人を父母、祖父母、義父母、義祖父母、配偶者等を持つものは、「日本人の配偶者等(日本人の配偶者、日本人の子として出生した者及び日本人の特別養子)」あるいは、「定住者(日本人の孫など、日系2世及び3世である外国人)」という在留資格により、合法的に未熟練労働に就けるようになった。一世、二世、三世および同伴する18歳以下の四世までに、在留資格が与えられた⁹⁾。2000年2月18日に施行される改正入管法では、「不法在留罪」を新設するなど出稼ぎ外国人に厳しい内容¹⁰⁾となっており、日本で単純労働につくには一層「日本人の血」が問われる。1992年に労働省職業安定局長の私的研究会である「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響などに関する研究専門部会」報告では、永住権を有する者を除いた外国人労働者数を48万人と推計している。また、日本労働研究機構は、同年の外国人労働者数を60万人に達したと推定している^{12) 13)}。

この1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正で増加したのは日系人ばかりではなく、中国残留孤児・婦人と、その呼び寄せ家族(以後、「中国帰国者」という。)も同様である。駒井(1996)によると、「中国帰国者」数は約6万人と推定¹⁴⁾されているが、正確な数を把握するのは困難¹⁵⁾である。また、法務省の統計では、中国帰国者の場合、在留資格、国別登録者数からは、その数は把握することはできない。中国残留孤児・婦人の場合、日本国籍を持っている人は、国費帰国者以外その数を把握する手段がない¹⁶⁾のである。「日本人の配偶者等」では、日本人の配偶者と、日本人の子として出生した者及び日本人の特別養子も含まれるため、国際結婚の数と区別できない。このことを承知で、敢えて「日本人の配偶者等」と「定住者(日本人の孫など、日系2世及び3世である外国人)」の登録者数の推移をまとめたのがグラフ2¹⁷⁾である。

1991年まで、隔年統計であったため、1989年と1991年の数値がない。また、「定住者」は1990年以前は、正確に把握できていない。(入国管理局談。2000. 3.)

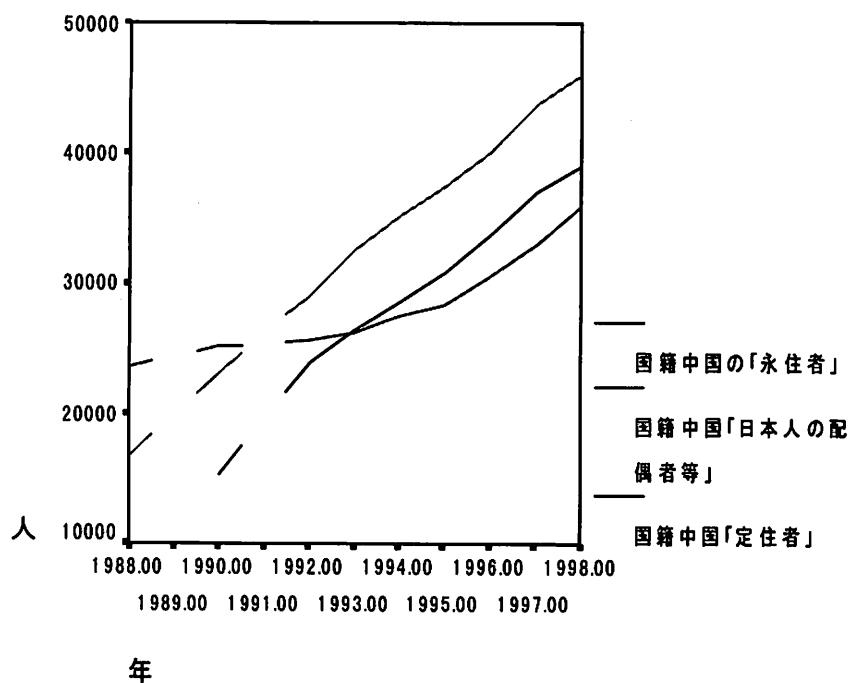
この表からも明らかなように、永住者の緩やかな上昇に比べ、「定住者」「日本人の配偶者等」が、急激な増加を見せていることがわかる。この背景には、産業構造の変化があったことは言うまでもない。

労働政策として、日系
ブラジル人についてみて

みると、彼らから「dekasegisenterデカセギセンター」という愛称で呼ばれている「財団法人 産業雇用安定センター¹⁸⁾ (労働省出資)」が、労働力需給を調整し、両者の橋渡しを行うという役割を担っている。ここでは1年以内の雇用契約を推奨¹⁹⁾しているので、日系ブラジル人は周辺労働を形成せざるを得ないという需給関係が構造的に成立している。当調査では46. 8% (その他が、25. 4%) が未熟練労働に従事していた。中国帰国者については、国費帰国者の場合は、希望すれば職業安定所の斡旋指導が受けられるようになっている。しかし、当調査でも73. 1%が未熟練労働に従事していた。これは、一般勤労世帯の30. 8% (平成7年の総務庁の労働力調査) に比べても突出している。このような数値が示すように、労働政策の面からみれば、周辺労働力 (未熟練労働) の輸入として中国帰国者と日系ブラジル人を捉えることができる。しかし、中国帰国者と日系ブラジル人は、家族を伴った来日がほとんどであるため、定住化傾向の増大は²⁰⁾、そのまま生活者としての諸問題、福祉問題の発生、増大をもたらすことになる。つまり、労働力の移入ではなくて、彼らを「移民」として捉え、そのための社会福祉サービスの整備が求められているのである。以下に中国帰国者と日系ブラジル人の保健・医療・福祉に関する生活実態調査 (アンケート調査とインタビュー調査 研究代表者：園田恭一東洋大学社会福祉学科教授) の調査結果の一部を紹介し、分析検討する。

2. 中国帰国者と日系ブラジル人の保健・医療・福祉に関する生活実態調査

現実的な問題として、中国帰国者と日系ブラジル人の母集団を特定することは不可能である。この調査においても、サンプルは無作為抽出によって選ばれたものではないので、結果を一般化する



ことはできないが、インタビュー調査で得られた結果で補ったり、他の公開されている調査結果などと比較しながら検討を加え、社会経済的属性を通じて評価することにする。

(1). 調査の対象と方法

- (a). 調査目的：中国帰国者と日系ブラジル人の保健・医療・福祉に関する生活実態調査（アンケート調査とインタビュー調査）
- (b). 調査期間は、1997年7月から11月まで。
- (c). 調査対象：「中国帰国者」は、中国残留孤児・婦人・邦人、及び同伴家族、呼び寄せ家族（配偶者、二世、三世、養父母）²¹⁾で、日本に帰国したもの²²⁾とした。「日系ブラジル人」は、ブラジルに移住した日本人の子として出生した者及びそのものの特別養子、あるいは孫など、日系2世及び3世とその配偶者（数は少ないが非日系人も含まれる）で、現在、日本に滞在しているものとした。本調査では、16歳以下は含まない。また、中学生・高校生も除いた。
- (d). 調査地域：中国帰国者は、埼玉県T郡とその近郊在住者、I市、I市S団地、長野県のS市とその近郊。埼玉県自立指導員、残留婦人の自助組織のキーパーソン、集住地域の残留婦人の人の輪、日本語ボランティアの協力を得て実施した。日系ブラジル人は、群馬県大泉町とその近郊、埼玉県行田市、埼玉県比企郡在住者である。キリスト教会、ブラジリアンプラザ、日伯センター、人材斡旋会社、キンダールーム、（財）産業雇用安定センター埼玉事務所、行政書士等のキーパーソンの協力を得て実施した。
- (e). アンケート調査方法は、留め置き自己記入調査を中心とした。中国語（あるいはポルトガル語）と日本語による2通りを、中国語（あるいはポルトガル語）母語話者と日本語母語話者の2回の修正を経て作成した。中国帰国者については、中国語での識字率も低いことから、必要な場合には中国語話者による面接記入調査により回答を得た。総有効数：135（中国語有効票：114、日本語有効票：16、中国語話者による面接記入調査有効票：5）。「日系ブラジル人」は、結果は、全数ポルトガル語で、有効票：355であった。
- (f). 調査実施者：筆者の他に、園田恭一（研究代表者：東洋大学教授：社会福祉学）、朝倉隆司（東京学芸大学：保健医療社会学）、宮坂リンコン（自治医科大学：精神医学）、佐々木・クリスティーナ・聖美（サンパウロ日伯援護協会：ケースワーカー）、豊住マルシア（神奈川県教育委員会巡回指導員）である。当時、サンパウロ留学中の東洋大学社会学部喜多川豊宇助教授から、調査地の選定について、アドバイスを受けた。

(2). 調査結果

ここでは、中国帰国者調査結果²³⁾（以後「帰国者調査」と呼ぶ）と日系ブラジル人の調査結果²⁴⁾（以後、「日系人調査」と呼ぶ）の比較を目的としているので、集計は無記入を除き、パーセンテージと度数表示とした。また日系ブラジル人については、武生市政策企画課国際交流係が実施した調査（以後「武生調査²⁵⁾」と呼ぶ）と東洋大学社会学部喜多川豊宇助教授が、1992・1996年浜松で実施した調査（以後「浜松調査²⁶⁾」と呼ぶ）及び大泉で実施した継続調査（以後「大泉継続²⁷⁾」

と呼ぶ)が同一の項目を調査しているのでこれらを比較検討する。調査対象者の属性について、性別と最終学歴は、表1、2のようである。

(3). 日本語について (表3、グラフ3)

行政への要望²⁸⁾は、いずれの調査においても日本語に対するニーズ、医療機関における言語障壁への対応が1位であった。

表1

性別と中国帰国者と日系ブラジル人のクロス表

		中国帰国者と日系ブラジル人		合計
性別	度数	中国帰国者	日系ブラジル人	
	男性	56	179	235
女性	中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	45.2%	56.6%	53.4%
	度数	68	137	205
合計	中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	54.8%	43.4%	46.6%
	度数	124	316	440
中国帰国者と日系 ブラジル人 の %		100.0%	100.0%	100.0%

表2

最終学歴と中国帰国者と日系ブラジル人のクロス表

		中国帰国者と日系ブラジル人		合計
最終学歴	度数	中国帰国者	日系ブラジル人	
	学校には行っていない	9	1	10
専常小学校・小学校	中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	10.0%	.3%	2.5%
	度数	12	18	30
専常高等小学校・中学校	中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	13.3%	5.9%	7.6%
	度数	17	86	103
旧制中学・高等女学校・ 高校	中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	18.9%	28.4%	26.2%
	度数	29	151	180
旧制高校・高専・短大・大 学以上	中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	32.2%	49.8%	45.8%
	度数	23	47	70
合計	中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	25.6%	15.5%	17.8%
	度数	90	303	393
中国帰国者と日系 ブラジル人 の %		100.0%	100.0%	100.0%

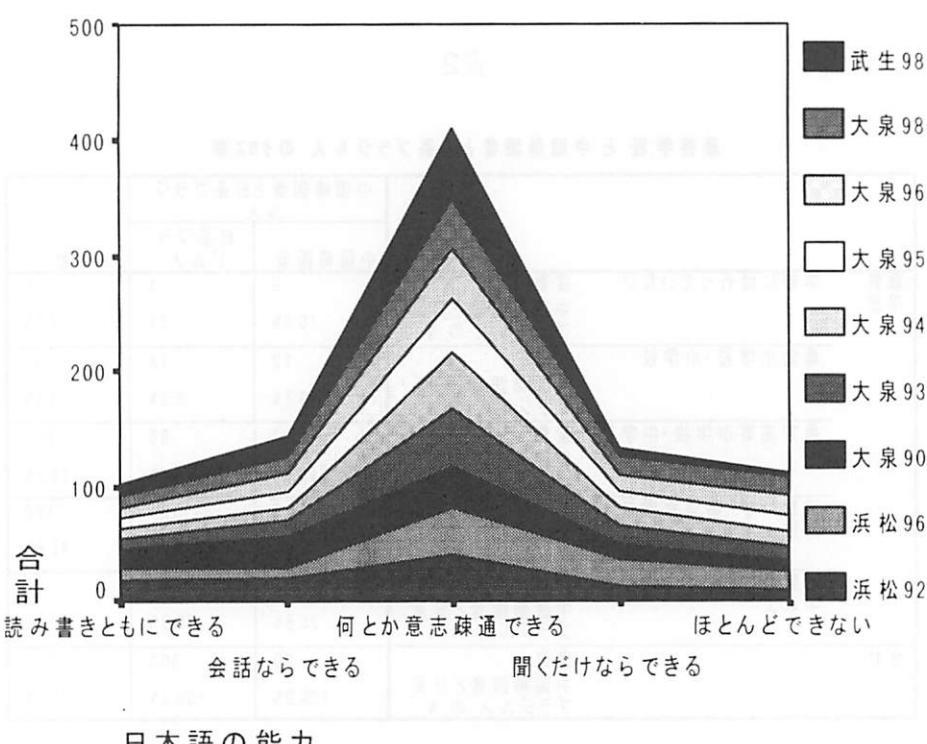
「帰国者調査」「日系人調査」では、4段階評価であるが、「ほとんどできない」を比較すると、帰国者13.4%に比べ日系ブラジル人25.1%と多く、約4人に1人はほとんど話せないことになる。

表3

日本語を話すことと中国帰国者と日系ブラジル人のクロス表

日本語を話すこと	自由にできる	中国帰国者と日系ブラジル人		合計
		中国帰国者	日系ブラジル人	
	度数	22	14	36
	中国帰国者と日系 ブラジル人の %	17.3%	4.4%	8.1%
かなりできる	度数	7	111	118
	中国帰国者と日系 ブラジル人の %	5.5%	35.2%	26.7%
少しできる	度数	81	111	192
	中国帰国者と日系 ブラジル人の %	63.8%	35.2%	43.4%
ほとんどできない	度数	17	79	96
	中国帰国者と日系 ブラジル人の %	13.4%	25.1%	21.7%
合計	度数	127	315	442
	中国帰国者と日系 ブラジル人の %	100.0%	100.0%	100.0%

グラフ2



日本語の能力

(4). 家庭内使用言語

日系ブラジル人は、「ポルトガル語だけ」が64.2%で、「両方」は34.6%であった。反対に中国帰国者は「中国語と日本語」の両方を使用している方が57.8%と多い。Q.「家庭内で言語によるコミュニケーション障害がありますか」では、帰国者の方が多い結果になっている。

表4

家庭内使用言語と中国帰国者と日系ブラジル人のクロス表

家庭内使用言語	中国帰国者と日系ブラジル人		合計
	中国帰国者	日系ブラジル人	
中国語だけ	度数	49	262
	中国帰国者と日系ブラジル人の%	38.3%	64.2%
	中国語と日本語	74	189
中国語と日本語	度数	57.8%	34.6%
	中国帰国者と日系ブラジル人の%	115	41.1%
	日本語だけ	5	9
日本語だけ	度数	3.9%	1.2%
	中国帰国者と日系ブラジル人の%	4	2.0%
	合計	128	460
合計	度数	100.0%	100.0%
	中国帰国者と日系ブラジル人の%	332	100.0%

表5

日本人としての自覚と中国帰国者と日系ブラジル人のクロス表

日本人としての自覚	中国帰国者と日系ブラジル人		合計
	中国帰国者	日系ブラジル人	
おおいにそう思う	度数	36	46
	中国帰国者と日系ブラジル人の%	37.1%	4.2%
	まあそう思う	10	13.8%
まあそう思う	度数	31	57
	中国帰国者と日系ブラジル人の%	32.0%	11.0%
	どちらともいえない	26	17.1%
どちらともいえない	度数	18	30
	中国帰国者と日系ブラジル人の%	18.6%	5.1%
	あまりそう思わない	12	9.0%
あまりそう思わない	度数	4	30
	中国帰国者と日系ブラジル人の%	4.1%	11.0%
	まったくそう思わない	26	9.0%
まったくそう思わない	度数	8	171
	中国帰国者と日系ブラジル人の%	8.2%	68.8%
	合計	163	51.2%
合計	度数	97	334
	中国帰国者と日系ブラジル人の%	100.0%	100.0%

(5). アイデンティティ [表5]

Q. 「自分は日本人であるという自覚がある」では、「世界23カ国価値観データブック²⁹⁾」と比較（「日本人であることの自覚（5段階）」という質問と「自国民であることの誇り（4段階）」という質問の違いはある）してみると、「価値観データ」の日本人（60. 1%）より、中国帰国者の方が、日本人としての自覚があるということになる。

(6). 定住の意志

中国帰国者の場合、「定住の意志」のないものはゼロであった。逆に日系ブラジル人の場合は、63. 8%であった。「現在の気持ち」では、中国帰国者の場合、半数以上が日本への定住の意志を持ち、日系ブラジル人の場合は、「武生調査」26. 6%、「浜松調査（96）」31. 9%、「大泉継続」94-29. 5%、95-29. 0%、96-30. 2%、98-35. 5%の結果からも、4人に一人か3人に一人が定住の意志を持っているということが裏付けられる。

表6

現在の気持ちと中国帰国者と日系ブラジル人 のクロス表

現在の気持ち	中国帰国者と日系ブラジル人		合計	
	中国帰国者	日系ブラジル人		
日本に住み続ける	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	50 48.5%	4 1.3%	54 13.1%
よければ住み続ける	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	15 14.8%	79 25.6%	94 22.8%
日本中心に暮らす	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	30 29.1%	45 14.6%	75 18.2%
中国中心に暮らす	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	2 1.9%	66 21.4%	68 16.5%
中国に帰る	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	3 2.9%	113 36.6%	116 28.2%
その他	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	3 2.9%	2 .6%	5 1.2%
合計	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	103 100.0%	309 100.0%	412 100.0%

表7

国籍と中国帰国者と日系ブラジル人 のクロス表

		中国帰国者と日系ブラジル人		合計
		中国帰国者	日系ブラジル人	
国籍 日本	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	42 34.4%	5 1.5%	47 10.5%
中国	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	75 61.5%	309 94.8%	384 85.7%
取得・回復申請中	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	5 4.1%	12 3.7%	17 3.8%
合計	度数 中国帰国者と日系 ブラジル人 の %	122 100.0%	326 100.0%	448 100.0%

(7). 国籍

国籍を比較してみると、日系ブラジル人は約95%がブラジル国籍で、日本は寡少である。中国帰国者においては60%以上が中国国籍であり、約40%が日本国籍か申請中である。

4. 調査結果からの考察

(1). 中国帰国者の福祉問題

中国帰国者の場合は、国籍は中国（61. 5%）であるが、大半（63. 1%）が定住の意志を持ち、アイデンティティのあり方は、「日本人としての自覚」が強い。どれだけ日本に適応しようとしているかを表すひとつの指標とみることができる。その気持ちが強ければ強いほど、生活ストレスは増幅し、不適応を起こすという報告³⁰⁾もある。「家庭内使用言語」は、中国帰国者の場合、中国語と日本語の両方を使用（57. 8%）し、「家庭内コミュニケーション障害」も日系ブラジル人と較べ多くなっている。これは、入国時には2世・3世共に日本語が話せなくても、若年層では比較的早く日本語に馴染み、中国語を忘れて日本語しか話せない層ができてきているためであると考えられる。また、聞き取り調査では、保育園に預けている子どもが、保育士の日本語が母語化し、日本語がままならない母親が子どもとのコミュニケーションに悩んでいたケースもあった。そして、中高年層では新たに日本語を学ぶことの困難さ³¹⁾があり、中国語しか話せない層ができたためではないかと考えられる³²⁾。これは、言語によって家族が分断されるという国際移動に伴う家族の悲劇として新たな福祉問題を提起している。また、不適応や逸脱の例として、中国帰国者二世・三世の大規模な非行グループ³³⁾による犯罪も社会問題になっている。外国人の増加に対応して、福祉を現場で担う社会福祉主事・家庭相談員・婦人相談員・母子相談員等の国際家族に対する実態の理解は不可欠であると考える。エンゼルプランにおいては、親の子育て不安の解消が大きなテーマになっているが、こういった問題に対する積極的な対策が検討されるべきであろう。

(2). 日系ブラジル人の福祉問題

日系ブラジル人の場合は、定住の意志は9. 9%に過ぎず、大半（63. 8%）が、定住しようとは思っていない。36. 6%が「ブラジルに帰る」と応えている。しかしその一方で、「日本に住み続ける（1. 3%）」「よければ、住み続ける（25. 6%）」は、26. 9%になり、「日本中心（14. 6%）、ブラジル中心（21. 4%）に行ったり来たり暮らす」が、36%にのぼる。これまで喜多川（1996）等によっていわれてきたように「返りたい意志はあるが結果的には帰らないで日本にとどまっている」ケースの他に、将来的にはブラジルに帰ることを前提に積極的に両国間を生きることを選んだ新しい層が出てきたと考えられる。そしてこの層は今後も増え続けると予想される。そのような時、例えば健康保険制度についてみてみると、常用的雇用関係にあるものについて事業主の届け出によって適用になるので、一年以内の雇用がほとんどの日系ブラジル人には当てはまらない。また、国民健康保険制度は、国内に一年以上滞在³⁴⁾することが見込まれる外国人については、適応することができることになっているが、行ったり来たりしながらも、「いつかはブラジルに帰る」と考えているので、保険料の負担感も相まって加入率は低い³⁵⁾。社会福祉法人などが行う無料低額診療事業は、社会福祉事業法第2条第3項に規定された「生計困難者のために無料または低額料金で診療を行う」第2種社会福祉事業であり、全国に約250の施設がある。疾病の予防、早期発見早期治療の面から、この事業実施の意義は大きいとされている。仕事をし在留資格のある多くの日系ブラジル人には無縁の施設であるが、健康保険を持たない外国人にたいしての診療、保健相談や保健教育等対応の幅を積極的に拡げていくことも福祉施策のひとつとして考えられる。そして外国人の特性に応じた保険料の負担の求め方、給付のあり方を検討する必要があるだろう。

(3). 両者に共通する福祉問題

まず第一に、エスニック・アイデンティティの問題である。一元的には捉えられず、思い入れや期待、日本社会の同化要求とその相互作用、中国やブラジルの経済社会要因などが重なり合って、絶えず揺れ動いている場合が多い。また、喜多川（1999）が指摘するように、価値観を日本とブラジル（あるいは中国）で使い分けるダブル・メジャーも考えられる。「日本人としての自覚」や定住への意志、国籍などは、中国帰国者と日系ブラジル人の歴史的な文脈³⁶⁾から派生し、両国と日本との文化・社会・経済や国際関係などに大きく影響されて今日に至っている。ソーシャルワークにおいて、エスニック・アプローチが重要になってくるが、日本においては研究実践の蓄積が少ないので、今後の研究の広がりと深化が期待される。

第二に、介護保険未加入の高齢者の増加が予想されることと、その影響についてである。1961年以降、医療保険と年金保険の強制加入により、国民皆保険・皆年金が実現した。そして2000年4月からは、新たな社会保険として介護保険法が施行された。現在でも社会保険や健康保険の加入率が低いので、介護保険未加入の要介護高齢外国人の増加は、容易に予測できる。ジャンボジェット機や航空運賃の低廉化、直行便の拡大などにより国際移動は比較的容易になったことなどもますます追い風になり、今後アイデンティティも住むところ（国）も揺れ動いて定まらない人々は増加すると予想される。そのため負担の公平感を担保しつつ外国人が加入できるような制度の特別な見直

し等を行わないと、日本の社会保障システムの根幹である皆保険皆年金の仕組みに風穴があく可能性がある。

第三に、アイデンティティと社会福祉制度との関係について、生活保護を例にして考えると、「アイデンティティで国籍を選べない」という問題が起こっているということである。つまり、たとえば高齢化した残留婦人の夫が「自分は中国人である」という自覚を持ち、国籍は中国のままで長く日本で暮らし、婦人が亡くなった時、現行の生活保護では、外国人は準用保護³⁷⁾という一方的な行政措置による給付であり、権利としての保護請求権はない。アイデンティティが踏み絵の役割を果たしているのである。段階的市民権³⁸⁾を検討すべき時期であるという意見もあるが、住民としての社会福祉行政サービスの質を高めることについての政策的判断は、地域住民の合意を必要とする極めて政治的な問題である。しかし、「日本人の血」を引き「日本人の配偶者等」や「定住者」のビザを持ち税負担をしている彼らが、アイデンティティや国籍、定住の意志等本来基本的に守られるべき属性で、社会福祉サービスの制限（アクセス制限も含む）や除外があってはならない。従来の選別主義から普遍主義へ移行しつつある高齢者福祉においても、新ゴールドプランの理念である「すべての国民が安心して老後を送れるように」の「国民」という語の持つ排除性は認識されない。「生活者」や「住民」「市民」という概念で再考察する必要があろう。

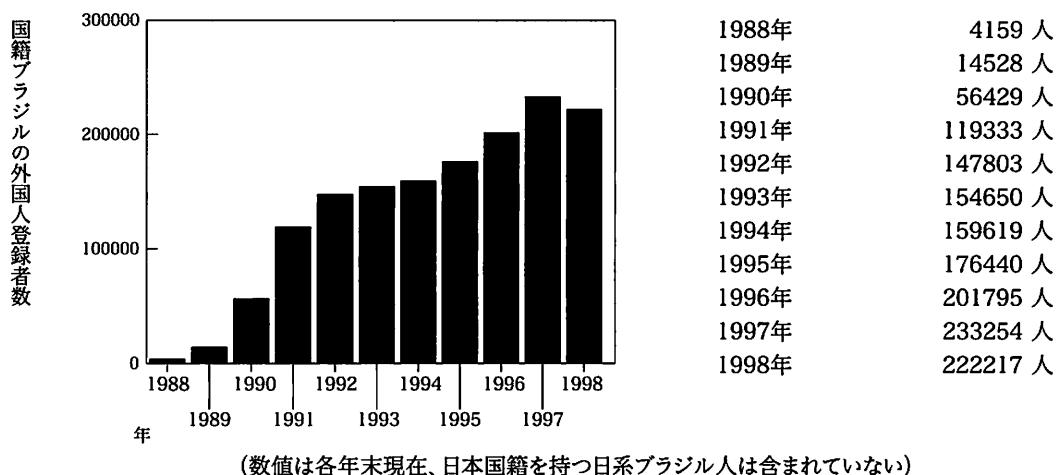
5. 本研究の課題

インターネットの普及が世界的規模で経済流通を促進し、国境を低くし、グローバル化による国民国家の機能不全や脱国家化状況の急速な進行が起こっている。このような時代に、中国帰国者と日系ブラジル人の「日本人の血」に派生する国籍やアイデンティティを問うことは、「価値」と「規範」をめぐる緊張と対立の現れである市民権や国民国家、国民性概念、福祉国家論などに連なる重要なテーマである。外国人に対する社会福祉サービスは、これらの社会的価値の位置づけから社会的分配が決定される側面を持つのである。しかしこれらのことについては、本稿では課題を示唆するのみである。

(注)

- 1) 「配偶者」は除かれる。
- 2) 岡部一明『多民族社会の到来』お茶の水書房 1991年。
- 3) 前掲 34頁「タイム」(1990年4. 4.) Willian A. HenryⅢ. 「Beyond the Melting Pot」。
- 4) 阿藤 誠「今日の人口問題と統計」『統計情報』1995年6。
- 5) 武藤博道、原田信行「少子高齢化と日本経済」「年金と雇用（特集 人口問題と経済・社会）」年金総合研究センター, 17巻2号, 1998年12-19頁。
井口泰「世界的な人口変動とわが国の少子化問題」「少子化と社会法の課題」法政大学現代法研究所叢書18 1999年31-48頁。

- 6) 総人口1億2, 648万6, 430人（総務庁統計局の「平成10年10月1日現在推計資料」による）として算出。
- 7) 法務省資料。同年末現在の不法残留者数ではなく、翌1999年1月1日現在である。
- 8) イラン人を例にすると、不法就労による被摘発者数は、1985年から、1988年までゼロであったが、1989年－15人、1990年－652人、1991年－7700人であった。
- 9) グラフ1 「国籍ブラジルの外国人登録者数の推移」（法務省発表資料より作成）。



- 10) 配偶者、娘婿、嫁等は、ブラジル人（中国人）である場合が多い。
- 11) これまで不法入国者が在留期間3年を超えると時効で処罰できなかったが、今回の改正で時効の規定がなくなり、摘発されれば3年以下の懲役・禁固または30万円以下の罰金に問われる。
- 12) 『外国人労働者受け入れの法規制』日本労働研究機構1995年3。
- 13) 法務省入国管理局発表資料（平成11年5月）によると、出入国港における上陸拒否者数は、昭和64年以来、1万人を下らない。これは、不法就労の受け皿があるということを意味するだろう。
- 14) 筑波大学社会学調査室 1996年。
- 15) 1972年の国交回復後、「手をつなぐ会」等の民間支援団体のサポートにより帰国した残留孤児・婦人の人数は、厚生省も把握していない。「支援法」ができた1994年以前は、多くの残留孤児・婦人が自費で帰国していた。それらの親族が呼び寄せられて日本に入っていることは十分考えられるので、10万人に近いのではないかと推測する。今回の調査では、ひとり平均11. 6人の親族を呼び寄せていた。
- 16) 厳密にいえば、中国国内の大使館・領事館に個別に当たって、総数を集計すれば可能であるかもしれない。
- 17) 厚生省の「孤児関係統計一覧」によると、2000年1月31日現在で、国費帰国者数は、5992世帯、19043人である。
- 18) 「産業雇用安定センター」の説明資料では、産業構造の変化と国際化の進展などによる労働力需給の変化に対応して、産業間・企業間の円滑な労働移動とブラジルをはじめとする南米諸

国などからの日系人の適正な就労の確保、雇用管理の改善等をすすめ、人材活用、失業の予防をはじめ産業経済の発展に資することを目的としているとある。

- 19) 各職業安定所等に配布してある「日系人を雇用するためのポイント（事業主の皆様へ）」25頁
労働条件通知書参照（財）産業雇用安定センター、日系人雇用サービスセンター発行。
- 20) 駒井（1993）は、第一次石油ショック時のヨーロッパ諸国と同じように、景気後退のもとでも外国人労働者の目立った減少が見られないばかりでなく、むしろ定住化が進んでいることを明らかにした。喜多川（1995）も、大泉町・浜松市の調査結果から、定住化が進んでいることを指摘している。
- 21) 「同伴家族」は、国費帰国者の場合のみで、「呼び寄せ家族（配偶者、二世・三世とその配偶者」は、入管法の改正に伴う「定住者（日本人の孫など、日系2世及び3世である外国人）」で、私費帰国者である。
- 22) 詳しくは、藤沼敏子「中国帰国者の生活問題分析」『東洋大学社会学部紀要』第36-2号 69-132頁 1999年1。
- 23) 詳しくは、前掲
- 24) 詳しくは、朝倉隆司「滞日ブラジル人の生活と健康」『東洋大学社会学部紀要』第36-3号 127-154頁 1999年3。
- 25) 武生市政策企画課国際交流係「在日ブラジル人生活実態・意識調査」（1998年8月実施）福井県武生市は、関西方面からの北陸の玄関口に位置し、人口は約7万人 東西を山で囲まれ、中央部を日野川が流れ、武生盆地をつくっている。工業出荷額4000億円を超える県内トップクラスの工業都市。入管法改正前は、一人の日系ブラジル人も住んでいなかったが、現在は1000人を越えるブラジル国籍の登録者がいる。
- 26) 喜多川豊宇「大泉ブラジルタウン日系人”デカセギ”の国際社会学的分析」『日系ブラジル人の定住化に関する調査研究－日伯両国同時調査に基づいて－』（平成11年3月）。
- 27) 前掲：喜多川豊宇
- 28) Q. 「行政に対し要望したいことは何ですか」という15の選択肢の中で「武生調査」「浜松調査」は共に第1位「母国語による医療対応の充実」であった。「大泉継続」においては、継続して2位で、1位はずっと「日本語教育」であった。「帰国者調査」においても「日本語教育」に対するニーズが1位であった（Q. 「困っていることは何ですか」）。
- 29) ミシガン大学社会調査研究所が行っている「世界価値観調査」を電通と余暇開発センターがまとめた『世界23カ国価値観データブック』同友館1999年7. 10. による。調査は5年おきに実施している。
- 30) 江畠敬介『移住と適応』日本評論社1995年。
- 31) 聞き取り調査では、文革時に「日本人の子」として「改造農場」に入れられたりしたため、学校に行けなかったと言うものや、東北地方の農村部は、皆学校に行っていないという意見もあり、中国語の識字率も低いことから、新たな言語学習（日本語）の困難は、予想に難くない。
- 32) 自由回答欄に「日本語を話す機会がない」という不満が多かった。
- 33) 暴走族「チャイニーズ・ドラゴン」。

- 34) 住民税において「一年以上」居住している外国人を課税対象にしていることに対応している。
- 35) 当調査では、日系ブラジル人の互助的な医療制度に加入しているものが多かった。
- 36) 藤沼敏子「年表：中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開」『中国帰国者定着促進センター紀要6号』 財団法人中国残留孤児援護基金 1998年。
- 37) 「生活に困窮する外国人にたいする生活保護の措置について」昭和29年（1954）5月8日 社発382号 各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知。
- 38) 駒井 洋「段階的市民権を提唱する」『世界』122-133頁 1994年6。

(参考文献)

- ・喜多川豊宇「ブラジル移民及び来住日系ブラジル人の生活構造」東洋大学社会学部紀要（34-2）1997年
- ・喜多川豊宇「大泉町・浜松市におけるブラジル日系人の生活構造と意識」『東洋大学社会学部紀要』第32号 1995年
喜多川豊宇「大泉ブラジルタウン日系人”デカセギ”の国際社会学的分析」『日系ブラジル人の定住化に関する調査研究－日伯両国同時調査に基づいて－』（平成11年3月）
- ・園田恭一、朝倉隆司「滞日日系ブラジル人の生活と健康」東洋大学社会学部紀要（36-3）1999年
- ・園田恭一、藤沼敏子「中国帰国者の生活問題分析」東洋大学社会学部紀要（36-2）1999年
- ・渡辺雅子他「出稼ぎ日系ブラジル人（上・下）」明石書店1995年
- ・園田恭一他「在日韓国・朝鮮人の健康・生活・意識」明石書店1995年
- ・青井和夫他「市民性の変容と地域・社会問題」梓出版1999年
- ・ジェームス・ミッジリ「国際社会福祉論」中央法規1999年
- ・S. カースルズ他「国際移民の時代」名古屋大学出版会1996年
- ・宮島 喬他「外国人労働者から市民へ」有斐閣1996年
- ・駒井 洋他「自治体の外国人政策」明石書店1997年
- ・渋沢田鶴子「異文化交流とアイデンティティ 環境によって変化する不連続な自己」『こころの科学』 53号33-36 1994年
- ・アンダーソン、ベネディクト「想像の共同体 ナショナリズムの起源と流行」リプロポート 1987年
- ・駒井 洋「段階的市民権を提唱する」『世界』1994年6月号
- ・江畑敬介「移住と適応」日本評論社1995年

Analysis of the welfare problem comparison between Japanese
—Chinese and Japanese—
Brazilian returnees living in Japan

Toshiko Fujinuma

Summary

Now a days, fewer babies and aging in the population of Japan have been rapidly progressing. Law of administration for immigration was revised in 1990. and legal engagement to unskillful works was permitted. Therefore foreigners who have their spouse or resodes in Japan permanently, were remarkably increased .

I study quality change and welfare problem induced by, people's international movement, especially in Japanese—Brazilian returnee and Japanese—Chinese returnee (returnnd people from China) for example.

We have problems about education and one's retirement years in settlement. Now, we should consider it as not 「DEKASEGI」 but also immigration.

Japanese—Brazilian returnee (returnnd people from Brazil) and Japanese—Chinese returnee (returnnd people from China) are related by blood with Japanese.

But, most of them are recognized as foreigners and they receive welfare service as foreigners.

I analize about nationality, identity capacity for Japanese language willing for settlement, awareness of Japanese and so on. They are part of result acquired by questionaire and interview research carried out by us, in 1997. We disclose social welfare policies and problems by investigation of social welfer services and socisl security offered to them. Also I examine common social welfare problems applied to settled foreigners. We study modern social welfare problem.

keywords :

Japanese—Chinese returnee (returnnd people from China), Japanese—Brazilian returnee (returnnd people from Brazil), identity, International movement, immigration